

令和6年度 佐伯地区教科用図書採択協議会 会則

(名 称)

第1条 この会は、佐伯地区教科用図書採択協議会（以下、「地区採択協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 地区採択協議会は、大分県教科用図書採択地区のうち、佐伯地区（以下、「地区」という。）の佐伯市教育委員会が次年度使用教科用図書について、種目ごとに一種、同一の教科書を採択するための協議を行うことを目的とする。

(構 成)

第3条 地区採択協議会は、地区内の佐伯市教育長及び教育委員4名、佐伯地区のPTA連合会代表者2名、小・中学校校長会代表者2名、小・中学校教頭会代表者2名を採択協議会委員（以下、「委員」という。）として構成する。

- 2 委員に事故があるときには、当該委員が指名した代理者を委員として認める。
- 3 委員の任期は、教科用図書の採択事務が終了する令和6年8月31日までとする。

(会長・副会長)

第4条 地区採択協議会に、会長・副会長各1名を置く。

- 2 会長・副会長は、年度当初の採択協議会において委員の互選によって決める。
- 3 会長は、地区採択協議会の会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会 議)

第5条 地区採択協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じてこれを招集する。

- 2 会議の議長は、会長がこれに当たる。
- 3 会議は、委員の3分の2以上の出席をもって、開会することができる。
- 4 会議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第6条 事務局は、佐伯市教育委員会学校教育課に置き、事務局長及び事務局員で構成し、地区採択協議会の事務を執行する。

(地区選定協議会)

第7条 地区採択協議会に、佐伯地区教科用図書選定協議会（以下、「地区選定協議会」という。）を置くことができる。

- 2 地区選定協議会は、必要に応じて、種目ごとに3～4名の専門研究員をもって構成する。
- 3 専門研究員は、地区採択協議会会長が地区採択協議会の議を経て、地区内の校長及び教員の中からこれを委嘱する。
- 4 地区選定協議会は、種目ごとにすべての教科用図書について研究し、報告書を作成するとともに、参考意見を地区採択協議会に報告する。

(経 費)

第8条 地区採択協議会の運営のために必要な経費は、地区採択協議会の議を経て、佐伯市教育委員会において負担する。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、地区採択協議会の運営に関し、必要な事項は、地区採択協議会の議を経て会長がこれを定める。

- 2 採択替えのない年度の使用教科用図書の採択については、佐伯市教育委員の出席をもって地区採択協議会の開催とし、教科用図書の採択について協議する。

附 則

この会則は、令和6年5月21日から施行する。